

北海道知的障がい家族会連合会規約

第1条【名称】

本会は、北海道知的障がい家族会連合会と称する。

第2条【目的】

本会は、知的障がい者（児）の家族会・保護者会相互の連携を図り、当事者及びその家族の幸福を追求するとともに、当事者が人として有している権利を守るため、障がい福祉施策の充実と改善を図る活動を行うことを目的とする。

第3条【事務局所在地】

本会の事務局を以下に置く。

札幌市北区新琴似2条10丁目2番6号

第4条【事業】

本会は、目的達成のため次の事業を行う。

1. 障がい福祉施策・制度を改善するための事業。
2. 研修や対話を実施し、親睦と融和を図る。
3. 絆事業として、名産品や各施設作業所の生産品の紹介をし、販売を行う。
4. その他、目的を達成するために必要な事業。

第5条【会計年度】

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第6条【会員】

1. 本会は、知的障がい者（児）の家族会・保護者会として参加する団体会員、入会を希望する運営法人及び施設等で構成する。
2. 各団体は、原則地区家族会に所属する。

第7条【賛助会員】

本会の趣旨に賛同する個人及び団体は、賛助会員となることができる。

第8条【財政】

1. 本会の財政は、団体会費・個人会費及び寄付金、その他の収入による。
2. 年会費は、団体会員等8,000円、賛助会員500円とする。
3. 会費は、入会時と毎年6月末までに納入する。

第9条【役員】

本会には次の役員をおく。

1. 幹事8名以上(各地区より原則1名以上)
2. 監査2名
3. 幹事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を事務局長とする。

第10条【選出等】

1. 幹事及び監査は、総会において選出する。
2. 幹事及び監査は、相互に兼ねることができない。
3. 会長、副会長、事務局長は、役員会の互選において選出する。
4. 役員会は、新役員の推薦案を総会に提出することができる。

第11条【役割】

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、役員会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
4. 事務局長は、幹事の業務とともに、事務、会計の業務を行う。
5. 監査は、会計状況及び幹事の業務の執行状況について監査し、総会にて報告を行う。

第12条【任期】

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 欠員が生じた場合は、前任者の残任期間の後任を、役員会で選出することができる。
3. 各地区家族会において役員の変更があった場合は、役員会で承認し任期を務めることとする。

第13条【顧問、及び参与】

1. 本会に顧問及び参与を若干名おくことができる。
2. 会長が役員会の同意を得て任命し、任期は2年とする。
3. 顧問及び参与は、役員会に出席して意見を述べるることができる。

第14条【会議】

1. 本会の活動や運営の議決機関は、総会及び役員会とする。
2. 総会は、最高議決機関で各団体の代議員各1名をもって構成し、会長が召集し、年1回開催する。
3. 必要に応じて臨時総会を開催することができる。
4. 総会は、会員の過半数の出席(議決権行使書または委任状提出を含む)をもって成立する。
5. 総会の議決は、出席代議員(議決権行使書・委任状提出を含む)の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決するところによる。
6. 総会には各団体の代議員の他に、オブザーバーとして各団体会員の出席を認め、意見を述べるができるが議決権は認めない。

7. 総会には賛助会員の出席を認め、意見を述べることができるが議決権は認めない。

第15条【諸経費】

1. 道家連の実務を担当する者の活動費は半日につき1,000円を目安に年1回役員会で審議し、総会の承認を経て支給する。
2. 役員会への出席等に係る旅費交通費は原則実費を支給する。但し業務内容・財政状況等を勘案し三役で協議し決定する。
3. 総会及び研修会と同日開催の役員会の場合、旅費交通費は支給しない。

第16条【設立年月日】

本会の設立年月日は、2007年6月10日とする。

第17条【規約の改廃】

本会の規約の改廃は、総会の議決により行う。

第18条【附則】

この規約は、2007年6月10日より発効する。

一部改定 2008年5月17日

一部改定 2009年5月16日

一部改定 2010年5月15日

一部改定 2018年5月17日

一部改定 2019年5月26日

一部改定 2023年5月28日